

(案)

関川・保倉川治水対策検討部会（仮称）設立趣旨

関川水系河川整備計画は、平成21年3月に策定し、6年経過をしておりますが、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化し全国各地で自然災害が多発しています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに越えた巨大地震・津波により甚大な被害を受けましたが、日本海側でも同規模の地震や津波が想定されるなど、総合的な防災・減災対策の必要性が高まっております。

一方、関川流域の社会経済基盤は、国道18号などに代表される高速ネットワーク網の整備により、企業進出や工場開発が進められていますが、平成27年3月には、北陸新幹線が開業し、今後、更に地域経済の大きな発展が見込まれているところです。

今回、このような災害形態の変化に対応した防災・減災対策に対する必要性の高まりや流域の社会経済基盤の発展の中で、これまで現計画に対する流域住民の懸念や要望に具体的な回答を提供できないことで十分な合意形成が得られていないことから、関川流域委員会規約第5条第3項に基づき、関川水系河川整備計画を点検する専門部会として、関川・保倉川治水対策検討部会（以下「検討部会」という）を設立する。

検討部会による点検は、科学的・技術的・経済的な妥当性や設計内容や対応策が住民の懸念・要望に応えるものかどうかを基本とし、流域住民、河川管理者、関係機関間で、調査結果、設計内容、対応策に関する理解の共有を図り、得られる調査結果、設計内容を評価し、その結果に応じては、計画そのものの見直しをも選択肢の一つに含め実施し、関係住民が抱く懸念に対する措置を担保し、流域住民、河川管理者、関係機関全体として合意形成を積極的に図る役割を担うものです。